

平成22年11月2日

各課（局・室）長 様
各施設長 様

池田町長 岡崎 和夫

平成23年度 予算編成の指針について（通知）

1. 経済情勢と国・県の予算編成の動向

我が国の経済情勢は急激な円高・デフレが続き、10月の月例経済報告では、企業収益の改善や個人消費の持ち直しが見られるとしているが、雇用情勢は以前として厳しく、景気は足踏み状態となっており、本格的な回復軌道に乗るにはほど遠い状況である。先行きについては、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気がさらに下押しされるリスクが存在し、また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることに注意が必要と指摘している。

このような状況の中、9月に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」では、「ステップ1」として、急速な円高、デフレ状況に対して、経済危機対応・地域活性化予備費を活用した緊急的な対応が実施され、「ステップ2」として、機動的・弾力的な対応をとるため、今年度補正予算の編成を行い、緊急総合経済対策を迅速に実施するとしている。さらに「ステップ3」としては、平成23年度当初予算や税制等による新成長戦略の本格実施を図ることにより、デフレ脱却と雇用を起点とした経済成長への対応を進められている。

また、国の予算は、元気な日本を復活させるためには予算の構造改革が不可避であり、予算配分を省庁を超えて大胆に組み替えることで、財政規律を維持しつつ、国民目線・国益に立脚した予算構造に改め、経済成長や国民生活の質の向上を実現することを目的としたものであり、具体的な要求基準では、年金・医療等に係る経費は、自然増(1兆2,500億円)の範囲内で、できる限り合理化・効率化に努めることとしているほか、地方交付税や「高校の実質無償化」、「農業の戸別所得補償」、「高速道路の無料化」等を除いた経費については、対前年予算の10%削減を行うこととしている。

一方、岐阜県は、危機的な財政状況にあることから、持続可能な財政基盤の確立に向け、平成21年度から平成24年度までの4年間を「緊急財政再建期間」と位置づけ、段階的に財政構造の転換を図るとしており、本年3月に「岐阜県行財政改革アクションプラン」を策定し、平成22年度から平成24年度までの3か年における、構造的な財源不足を解消するための具体的な取り組みを定めているが、その中には県の自助努力のほか、県民生活や県内市町村に対して痛みを強いる内容も含まれている。特に、歳出削減策のひとつに掲げられた「補助金の見直し」については、今年度予算から福祉医療分野を中心に市町村補助金を削減しており、本町の行財政運営にも大きな影響を及ぼしている。

これに加え、県の平成21年度決算では実質公債費比率が19.1%となり、県債の発行に国の許可が必要な起債許可団体になるなど、県財政を取り巻く状況は一層厳しさを増している。

現下の地方財政は、過去の景気対策による公共事業の追加や減税の実施などにより、借入金残高が累積したが、地方の行財政改革の推進等により減少に転じたものの、平成20年度からは税収の急激な落ち込みと交付税の原資不足による臨時財政対策債の増加により再び上昇に転じており、今年度末で約200兆円に達する見込みであることから、構造的にみて極めて深刻な状況にあるといえる。そのため、国の歳出の見直しと歩調を合わせ、歳出全般にわたって最大限の削減を行うことが求められるなど、これまで以上に簡素で効果的・効率的な行財政運営が求められている。

また、総務省が発表した平成23年度地方財政収支の8月仮試算では、社会保障費の自然増などを見込んで歳出が増加する一方、歳入の地方税は前年度対比1.3%の増で、地方交付税(出口ベース)は、0.2%減の16兆8,605億円となっているが、今後の経済情勢や国の予算審査等の不確定要素も多く、概算要求どおりに実施できるかどうかについては不透明な状況にある。

さらに、社会資本整備総合交付金などを含めた一括交付金の制度設計や、地方交付税制度の起債元利償還算入見直しの動きもあり、地方への影響も甚大であることから、その動向には十分注視していく必要がある。

2. 本町の財政状況

(1) 本町の現状

本町の財政状況については、平成21年度決算において、町税収入が落ち込む中、地域活性化交付金などの財源を有効に活用したこと、一方、扶助費及び公債費が増加したものの、経費の節減、事務事業の整理等を行った結果、実質単年度収支は6,283万円の黒字となり、財政力指数は前年度と同じで0.64、経常収支比率は、人件費及び一部事務組合に対する補助費の減少等により78.0%と前年度に比べ0.5%好転し、県内町村平均の83.8%よりも低く、財政構造の弾力性は保っている。財政調整基金の積立金現在高も7,458万円増加し、16億5,116万円で財政力は強くなりつつあり、「集中改革プラン」に基づく行財政改革の取り組みの成果が財政面に現れてきている。

しかし、財政健全化法における健全化判断比率の内、借入金返済額に対する一般財源の負担割合である「実質公債費比率」は、13.0%で国が示す早期健全化基準の25%を下回っているが、県内市町村平均の10.3%より高く財政構造の硬直化を示している。また、全ての会計の借入金や将来支払っていく可能性がある負担等の現時点での残高割合である「将来負担比率」は、86.4%で国が示す早期健全化基準の350%を下回っているが、県内市町村平均の41.7%と比べると極めて高い水準にあり、このままでは将来財政を圧迫する可能性があることから、町債の発行に当たっては、引き続き発行額を精査しながら有効的に活用していく必要がある。

また、平成22年度一般会計の歳入は、景気低迷による企業収益の悪化から個人・法人町民税の落ち込みが著しく、固定資産税(償却資産)も企業の設備投資が減っているなど自主財源の根幹をなす町税は前年度に比べ約1億4,500万円減少となることに加え、歳出では、扶助費や公債費などの義務的経費が増大していることなどから、厳しい財政運営を強いられている。

(2) 平成23年度の財政見通し

平成23年度の財政見通しは、現時点では不透明であるが、今後、総務省において、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、地方財政対策及び地方財政計画が作成され示されることになる。

地方公共団体に与える具体的影響は現時点では明らかではないが、歳入面では、景気低迷の影響により、個人・法人町民税ともに伸びが期待できず、町税収入全体としては増収が望めない状況であることに加え、地方交付税や地方譲与税、国・県支出金の動向には以前不透明な部分も多く、安定的な財源の確保は大変厳しい状況にある。本町は、地方税を主とした自主財源に乏しく、国等に依存した財政構造となっているため、国・県の補助金改革や、税制改正、地方財政対策等の内容如何によっては、今以上に財源確保が困難となり、財源不足を補うために基金の取り崩し額が増加する事態も想定される。また、歳出面では、第五次総合計画の実施計画事業を着実に実施すると共に、少子高齢化の進展に伴い扶助費や補助費、下水道整備を含む特別会計への繰出金等が更に増大する見通しである。特に、一般会計の公債費(借入金償還額)は、平成22年度に比べ約3千万円減少するが、その償還が大きな負担となるなど、極めて厳しい財政環境になると見込まれる。

3. 予算編成の基本的な考え方

このような状況を踏まえ、本町が、真に必要な町民サービスの水準を確保しながら、将来に向けて持続的に発展するためには、町政運営に町自らの責任と判断を行い、住民ニーズに主体的に対応し、住民と一緒にまちづくりを進めていくことが重要である。健全な財政運営を基本に、第五次総合計画の「将来の目指すべき町政経営の方針と政策課題」に掲げた7つの重要施策を着実に進め、～いきいきと市民がつながり、夢がもてる自然都市～を目指し、37個の成果目標の実現に向けて、協働型マネジメントサイクルによる成果目標を軸とした管理体制の展開と評価システムを活用した行財政改革に取り組み、町民、企業、行政等の多様な主体がかかわる「地域経営」に努めなければならない。

従って、平成23年度の予算編成にあたっては、職員一人ひとりが「町民の目線」に立った、町政経営をしていくという心構えで、健全な行財政運営を進めるため、「入りを図りて、出づるを制す」を基本に、施策や事業は優先順位の厳しい選択を行い、その重要性、緊急性等を慎重に検討すると共に、管理的経費については、コスト主義の原則に立って常に費用と効果の再点検を行い、将来における財政負担についても十分考慮した上で、所要財源の捻出と行財政運営の合理化・効率化に努め、職員の英知及び町民との協働の力を結集して、質の高い施策・事業を展開するための予算編成作業に取り組まれるよう通知する。

あわせて、的確に事務の進捗を図るため、部門調整・課内調整を徹底されるように図りたい。

『平成23年度予算編成要領』

1. 予算編成の基本事項

池田町では、町民の意見・提言・要望や職員の政策提案等を盛り込み、個性と工夫に満ちた行政経営の展開と住民自治制度の更なる充実を図るため、平成18年4月に「行政改革大綱」や平成21年度に「第五次総合計画（平成22年度～平成31年度）」を策定して、実施計画に基づき、住民ニーズに即したまちづくりを進めている。

平成23年度当初予算編成に際しては、「第五次総合計画の基本構想、基本計画」及び「行政改革大綱の基本方針」に基づき、町民、企業、行政等の多様な主体がかかわる「地域経営」を確実に推進して、税等収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、決算結果の予算への厳格な反映、管理的経費の徹底した削減、費用対効果を検証し事業の取捨選択や優先順位の整理などを行い、「町民の目線」で知恵と工夫を活かし、最小の経費で最大の行政効果が導き出せるよう最善の努力をはらわれたい。

また、協働型マネジメントサイクルによる成果目標を軸にした管理体制を展開し、行政評価システムを活用した行財政改革に取り組みながら、本町が持続的に発展していくための予算編成とする。

第五次総合計画に定める37個の成果目標を実現するため、**重要施策である**「人口減少と少子高齢化社会」、「地方分権の推進」、「医療・福祉の確保と充実」、「環境保全のまちづくり」、「観光交流と地域産業の進展」、「人づくり、教育環境」、「町の健全財政」の政策を着実に展開するものとして、限られた財源の重点的かつ事業の必要性と効率性を考えたメリハリのある予算作りを心がけること。

(1) 平成23年度当初予算は、各課・室・局・施設の全てにおいて平成22年度当初予算額以下の予算額で編成し、編成方法は、平成21年度決算結果を当初予算へ厳格に反映させると共に、各事業をゼロベースの視点で厳しく精査、選別するために「**積み上げ方式**」とする。

※ 当初予算は、年間を通じて全ての収入及び支出を把握した、年間総合予算を編成するものであり、年度途中の補正については、制度改正に伴うもののほか、災害復旧費等、真にやむを得ないものについて行うものとする。なお、事業計画が未確定で、やむなく補正にかかるものについては、その概要・概算額等を別紙にて提出することとし、原則として、当初予算編成段階で協議したもの以外は補正を行わないので留意すること。

(2) 国・県の予算をはじめ、地方財政計画・税制改正等が現時点では未確定な部分があるので、原則として現行制度により編成するものとするが、制度の明らかなものについては、その内容を十分検討し努めて当初予算に編入するものとする。

また、国県支出金の縮減があった事業については、**町費で肩代わりするのが当然とは受け止めず、事務事業の厳格な検証**を行いながら緊急性や必要性を熟慮した上で、費用対効果や将来の財政負担等を厳しく精査し、事業の取捨選択や見直しを図る機会と捉え、適切な対応をとること。

- (3) 「第五次総合計画」の実施計画事業については、重要施策や重点事業の実現に向けて事業の採択を行っているが、予算要求に当たっては実施計画に位置づけられた事業費を限度とし、さらに事業内容の精査により要求額を抑えるよう努めること。
- (4) 『第五次総合計画の成果目標』を実現するために、『行政改革大綱実施計画(集中改革プラン実施計画)』の取組目標と改革実績を踏まえ、「既に役割を終えた事業又は創設時の必要性が薄れた事業」、「官民の役割分担の線引きが必要とされる事業」、「行政コストに比べ行政効果が上がっていない事業」など政策的事業や制度については、コスト意識を持ち厳しく見直すと共に廃止も含め、整理合理化を図り極限まで経費の削減を行うこと。新規の施策・事業については、既存の事業の廃止を前提とする等、制度の趣旨に沿って事業の『スクラップ・アンド・ビルドの原則』を徹底して財源を生み出すことを基本に、聖域を設けることなく総合的な経費削減に努めること。
- (5) 町民・企業・行政の協働によるまちづくりを進めるため、各種事業について、町民の理解を得ながら、行政と町民の特性を生かした連携や適切な役割分担を明確化し、行政関与の見直しを図ること。
また、行政の役割である事業についても効率性を考え、専門性や経済性の観点から、民間に委ねることが効果的な事業は、行政責任の確保や行政サービスの維持向上等に十分留意し、特に公共施設の管理については指定管理者制度の導入を検討し、外部委託や民営化等、民間活力の活用も検証しながら可能なものは積極的に実施すること。
- (6) 徴収金の未納対策を一層進めて収入率の向上や適正な受益者負担について配慮し、自主財源の積極的な確保に努めると共に、全ての事業に置いて、委託料や補助金等の経常的経費の削減を図ること。
- (7) 予算額の算定に当たっては、平成21年度の決算結果を踏まえ安易な見込み計上をすることなく、的確な数値を基礎として積算し、多額の不要額を生じないように留意すること。
- (8) 後年度の財政負担増大を避けるため、債務負担行為の設定にあたっては、十分留意すること。
- (9) 事務事業が他の課と関連する場合は、予算要求の際事前に協議し、重複又は脱漏のないよう留意すること。
- (10) 職員一人ひとりが、本町の厳しい財政状況や町民の要望を的確に掌握し、社会の変化に迅速に対応できるよう意識改革に努めると共に、歳入の確保と歳出の削減に向け、更に改善項目の見直しを行い、財政健全化に全力を挙げて取り組む。また、将来を見据え、職員の創意工夫により斬新で積極的な施策の展開を図ること。

2. 歳入に関する事項

- ・ すべての歳入について、法令等その根拠及び積算の基礎を明確にすると共に、対象、数量及び料率等を検討した上で、的確かつ確実な収入確保に努めること。
- ・ 町税をはじめとする徴収金については、自主財源確保のため口座振替等により納期内納付を促進すると共に、目標額の設定等あらゆる手段を講じて、関係課と連携しながら徴収率の向上に最大限の努力を払うこと。
- ・ 新たな収入の創出等、自主財源の積極的な確保を図ること。(町の資産・印刷物等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載・掲出する広告事業の継続など)
- ・ 各種事業に充当できる自治総合センター、地域活性化センターなどの各種団体の補助金等の特定財源を探し、最大限活用して財源の確保を図り予算に反映させること。なお、執行段階において財源不足とならないよう的確な額を計上すること。

(1) 町税

- ・ 町税については、経済情勢の推移や税制改正等を十分勘案し、現状の所得状況を見極めると共に、課税客体の捕捉に努め、的確な判断により確実な年間収入見込額を計上すること。
特に、税制改正の内容等を慎重に見極めながら的確な見積りを行うこと。
- ・ 景気低迷による個人町民税への影響はあるが、平成19年度から税源移譲がなされており、徴収率の向上はこれまで以上に重要性を増している。税負担の公平を期するため、課税客体の把握漏れがないよう留意すると共に、納税相談・収納体制の強化を図ることにより、徴収率の向上、滞納縮減、不能欠損の防止等に一層努め、納税に対する理解の促進を図ること。
- ・ 人口の増加や企業誘致など産業の活性を促進し、中長期的な視点から住民税・固定資産税などの基幹税目について税源の確保、税収の増大を図ること。
- ・ 新たな財源確保のため、目的税(入湯税の内税・外税の考え方も含め)を検討すること。

(2) 分担金及び負担金

- ・ 分担金、負担金については、事業の内容、受益の限度等を十分検討し、徴収基準に基づき負担割合の適正化に努め、的確な見積額を計上すること。
- ・ 分担金徴収条例について、徴収の範囲、賦課基準の見直しを行うこと。
- ・ 負担金について、徴収の範囲、賦課基準の見直しを行うこと。
- ・ 保育料徴収基準は、負担の公平をより一層進め、子ども手当の増額など国の少子化対策にあわせて保育料単価の増額の検討を行うこと。

(3) 使用料及び手数料

- ・ 使用料、手数料については、受益者負担の原則あるいは住民負担の公平性確保の観点から現行料率、金額等をその後の物価水準の推移、管理運営費・事務処理コストの状況に照らして再検討する。実態に即していないものについては、住民負担の均衡を図るうえから積極的な見直しを行い、必要なものについては新設し、適正化に努めて料金収入の確保を図ること。なお、収入未済額の生じているものについては、その収納に一層努

めること。

- ・ 行政財産使用料徴収条例・規則にある使用料の範囲、料金などの見直しと減免規程の見直しを行うこと。（管理経費が上昇しているにもかかわらず、料金改定を行わずに採算率の低下しているもの、並びに県内他市町と著しく均衡を失っているもの、経費と料金収入が不均衡なものについては、必ず見直すこと。）
- ・ 手数料条例について、徴収の事項、料金減免規程等の見直しを行うこと。

(4) 国及び県支出金

- ・ 国・県支出金については、国や県の概算要求状況や予算措置状況、予算編成の動向を十分調査し、特に制度改正に伴う削減又は合理化、一般財源化などの動向に留意しながら補助基本額、補助・負担率、負担区分等を的確に把握し、確実な収入見込額を計上すること。
- ・ 従来から一般財源で対応していた事務事業についても、県等の担当課に照会し、町の持ち出しを増やすことなく、活用できる補助制度があるか確認するなど、国・県の補助金の有効活用に努めること。
- ・ メニュー化されたものでも、町負担額が多額になるものの受け入れについては、その必要性・事業効果を十分検討したうえで、事業の導入や執行の凍結など取捨選択をすること。

(5) 財産収入等

- ・ 利活用できない法定外公共物や普通財産は積極的な売却を行うことにより、歳入財源の増収確保に努めること。
- ・ 町有財産を有効活用し、町有財産貸付収入及び使用料に準ずる諸収入は、住民負担の公平確保と受益者負担の適正化を図り、財産の貸し付けについては、時価に対応した適正な価格の見直しを行い、財産収入の確保に努めること。

(6) 町債

- ・ 町債については、償還が及ぼす将来の財政負担を考慮し、財政の健全化を確保するためにも普通交付税による財源措置があるものを含め極力抑制することを基本とする。また、その活用にあたっては、総務課財政係と協議のうえ計上すること。

(7) その他の収入

- ・ その他の収入については、金額の多少を問わず貴重な財源という認識に立って、的確な数値の把握に努め計上すること。

3. 歳出に関する事項

- ・ 歳出予算の積算、要求にあたっては、各課・室・局・施設の全てにおいて、「平成23年度予算要求額の合計」が「平成22年度当初予算額の合計」の金額以下とすること。「各事業」においても同様に「前年度当初予算額」以下とし、「前年度当初予算額」を上回る場合は、別紙、「平成23年度当初予算比較表」に理由を記載し、総務課財政係へ提出すること。

- ・ 計画内容を十分検討し、諸施策の重点主義に徹して事業の選択を行うと共に、より一層の創意工夫で経費の節減、組織の簡素化、事務事業の合理化、行政サービスの向上を図ること。
- ・ 町民の日常生活に密着する課題については、その実態を踏まえ、きめ細かな配慮のもと着実かつ積極的な対応を図ること。
- ・ 各費目を通じ、必要性・緊急性・行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。
- ・ 既存資源の再利用や適正な在庫管理、計画的な執行計画等により、無駄のない予算要求とすること。

(1) 経常的経費

- ・ 経常的経費については、厳しい財政環境を十分認識し経費全般について、行政が果たすべき役割、目的、効果、手法の合理化の観点から、ゼロベースからの積算を行い、再度徹底して歳出構造を根本的に見直し経費の抑制を図ること。
また、県から町への権限移譲に伴う事務量の増加による増額経費は、既定経費の節減・合理化等により吸収し、削減又は簡素化を図ること。
尚、経常的経費（特に報償費・需用費・備品購入費等）については、平成21年度決算額及び平成22年度決算見込額を十分検討のうえ、「平成23年度予算要求額」は「平成22年度当初予算計上額」以下となることを基本に編成する。

(2) 投資的経費

- ・ 各種建設事業については、第五次総合計画の実施計画に計上される事業をもとに長期的展望に立ち、その必要性・優先順位・事業効果や将来の財政負担を十分に考慮し、計画的に実施すること。予算要求に当たっては、実施計画の事業費を限度とし、さらに事業内容の精査により要求額を抑えるよう努めること。
- ・ 公共事業については、機能や品質を確保したうえでの施工方法の見直しと、常に効率的な執行等に意を用い、コストの縮減に努めること。
- ・ 経費の積算にあたっては、技術革新、使用品目等に検討を加え、より経済的に施行できるよう十分研究すること。
- ・ 土地取得関係経費については、緊急度・必要度を検討したうえで、別途対応することとしているので、原則、予算要求は行わないこと。

ア) 国・県等補助事業については、町の施策の方向、地域の特性、緊急性、町費負担等を十分に勘案し、安易に受け入れることなく、真に行政効果があがるものに限定し選択的に受け入れるよう慎重に検討すること。

また、国・県の補助金等の整理合理化方針による見直しに伴い補助制度の変更が見込まれるので、国・県の予算編成の動向に十分留意し、的確に計上するものとして町費の持ち出しの増加につながるような過大積算、超過負担は厳に慎まれない。

○国・県補助金等が廃止または縮減されるものについては、町費による振替は認めることができないので、事務・事業そのものを廃止または縮減すること。

○国・県補助、負担率が引き下げられるもの又は、統合・メニュー化されるものに

については、事業の目的・効果・緊急性を慎重に検討のうえ選択的に受け入れること。

○国・県補助金等、行政効果の乏しい零細補助金については、受け入れの可否を含め見直すこと。

○国の概算要求の内容、特に地方負担の額または率が定かでない事務、事業については、内容が明確になるまで予算要求を差し控えること。

○ひも付き補助金の一括交付金化の対象事業は、今後、国において決定される制度、内容により、要求の修正、調整を行うこと。

イ) **単独事業については、**限られた財源の効率的な運用のため事業の緊急性及び事業効果を考慮し、町民の要望に応えるものとするが、年度間の均衡を失することのないよう留意するとともに、補助事業として採択可能な事業については、極力、補助事業として実施するよう特に配慮すること。

【予算要求に係る留意事項】

(1) 人件費

- ・ 給与関係経費については、平成23年1月1日現在の現員現給を基礎として計上し、適正な給与水準について引き続き検討を行い、あわせて**各種手当(定率手当の廃止等)の見直し**を行うこと。
- ・ 人件費は、従来から抑制措置を講じているが、これらの増嵩は財政の硬直化の要因となるため、新規行政需要に対しては、平成18年3月策定の「**定員管理適正化計画**」に基づき生み出された人員の範囲内により対応することを原則とし、「**最小の組織・定数で最大の効果を生む**」ことを基本とすること。また、安易な臨時職員への振替は極力控えること。
- ・ **月額報酬等を支払っている委員(議員・区長・農業委員・教育委員・社会教育指導員・地区公民館長・青少年育成推進員など)には、各種委員会に出席しても報酬及び費用弁償は支出しないこと。**(兼務報酬の廃止)
- ・ 各種の行政委員会の**委員数・報酬・委員構成など設置基準の見直しと類似した組織の統合**を行い、必要最小限の予算額を計上すること。(委員の選任は、公募制と女性参画を進める。)
- ・ 報酬の予算額は、「報酬及び費用弁償に関する条例」で定められた金額を計上すること。

(2) 物件費

① 賃金

- ・ 人数及び日数、就労時間においては、**事務・事業内容を精査**したうえで、必要最小限にとどめ、事前に**総務課と十分協議**し安易に計上しないこと。

(参考) 平成22年1月現在

軽作業員賃金 : @11,200円/日 (草刈り、枯木等伐採・清掃、生け垣刈り込み、庭木手入れ 他)

普通作業員賃金 : @14,300円/日 (文化財保護人夫賃、枯木処理 他)

② 旅 費

- ・ 旅費については、出張の目的、効果、緊急度、日程、人員、回数等を抜本的に精査し、過去の実績にとらわれることなく、真に必要なものに限定して要求すること。
- ・ 普通旅費は、平成20年4月1日改正の単価で、特別旅費については、行先等を精査され必要最小限にすること。また、定例的な大会・協議会への参加等は、やむを得ないものを除き取り止めること。なお、行政委員会の行政視察については、原則、随行は1名とする。

(年額1人：職員・園長：20,000円、保育士・調理員：10,000円、臨時職員：5,000円以内)

- ・ 日当は、池田町からの距離が100km以上のみとする。

③ 需用費

- ・ 需用費については、「平成22年度当初予算額以下の金額」とする。また、充当する一般財源は、極力抑えることとし、「前年度当初予算額」以下にできない場合は明確な要求理由を説明できるようにしておくこと。

ア) 消耗品費

- ・ 消耗品については、在庫管理の徹底と職員の節約意識をより一層高め、各課手持ち品での対応に努めると共に、一般消耗品については、引き続き総務課において調達・支給を行うので留意すること。
- ・ 消耗品費を削減するために、単価契約はより一層の徹底を図ること。
- ・ 追録図書、定期刊行物等の見直しを行い削減すること。

イ) 印刷製本費

- ・ 社会福祉協議会、社会教育部門などから定期的に刊行される情報提供誌などは、町広報編集委員会で協議し、町広報誌への徹底集約を行い、広報統一を実施して、経費節減に努めること。
- ・ 印刷製本費を削減するために、単価契約をより一層徹底し、印刷物の紙質と配色などの見直しにより経費の徹底削減に努めること。
- ・ 印刷物については、必要部数・活用度を的確に把握するとともに、会議等で使用する資料については両面印刷を原則とする。

ウ) 食糧費

- ・ 各種会議での食糧費は、原則認めないこと。ただし、特別、必要な場合においては、1人800円以内とする。(要求する場合は、明確な理由を説明すること。)

エ) 燃料費・光熱水費

- ・ 燃料費及び電気、ガス、水道など光熱水費については、使用量を的確に把握すると共に、より一層の使用抑制に努め削減を目指すこと。
- ・ 燃料費については、平成22年11月1日現在の単価を基礎とすること。

④ 委託料

- ・ 各委託料については、可能な限り職員自ら作業を行い、技術的・専門的な理由で委託がやむを得ないもの、特に定例的に行われてきた保守委託については、その目的、業務内容、費用対効果、採算性等を十分検討して必要最小限で計上すること。

- ・ 調査研究や設計委託においては、特に職員が能力を発揮して行い、安易に委託することがないように、ゼロベースの視点で見直すこと。
- ・ マイクロバス運転業務委託料については、総務課財政係に確認すること。
- ・ 除草・剪定などの軽作業については、池田町シルバー人材センターを活用し、その委託料は平成22年度と同じく、事務費5%分を除いた金額で予算計上すること。
- ・ 民間委託が可能な事務事業については、指定管理者制度の導入も含め見直し、削減を図ること。

⑤ 備品購入費

- ・ 新規備品購入については、効果、使用頻度及び耐久年数等を十分調査検討のうえ、町民サービスに直結するもので、真に必要なものに限定することとし、新增分（事務用備品・自動車）は認めない方針である。
 なお、計上するに当たっては、充当する一般財源を極力抑え、一品ごとの単価により積算計上すること。併せて、備品の優先順位を定め、別紙、「備品購入調書」を作成し提出すること。（要求品目の現有数を、「備品購入調書」の「備考」欄に記入すること。）
- ・ 使用頻度の少ないもの、あれば便利、贅沢と思われる備品の購入は、要求しないこと。

(3) 維持補修費

- ・ 施設等の維持補修費については、各施設の現状を十分に把握し適正な維持管理に努めると共に修繕計画を作成したうえで、緊急性や必要性等が高いものから実施するなど計画的・効率的な対応を図り、真に必要なものを要求すること。
- ・ 公共的施設については、町と集落の経費負担の明確化を図り、施工方法の見直し等を検討すること。
- ・ 道路の維持修繕については、下水道整備事業と連携して計画的に実施すること。

(4) 負担金補助及び交付金

- ・ 職員研修費については、年額1人6,000円、委員等は1人3,000円とし、また、各委員会等の研修でも宿泊を伴うものについては、1研修1人当り職員、委員とも15,000円とする。
- ・ 全体についての補助体系は、各種団体の補助基準を見直し、団体運営補助から事業費補助へ切り替えると共に、補助終期を設定すること。
- ・ 町内法令外団体については、団体の社会的意義、町の方針について理解を求めながら団体の運営状況を的確に把握し、補助金が会議費に充当されているなどの財務内容等を判断して、廃止・縮小の方向で見直しを図ること。
- ・ 公共的団体（農協、土地改良区、商工会など）への定額補助は段階的に廃止すること。
- ・ 県単補助事業の受け入れの是非とその補助事業の終了、廃止によりそのまま町単事業への振替は安易に行わないこと。
- ・ 地域支援、生産者支援などの補助金等も見直すこと。
- ・ 一般財源の増加を伴う新規の単独補助金は、原則として認めないので、真にやむを得ないものについては、既定経費の振り替えで対応し、期限は3年以内とすること。
- ・ 助成金等の支出については、規則等で定めがない限り、千円未満は切り捨てること。

『補助団体等の事業内容の総点検について』

- ・ 従来の制度、慣行等にとらわれることなく一層の整理合理化を推進することとし、特に、次の基準に該当するものについては、十分検討を加え、徹底した整理合理化を図るものとする。
- ・ 特に、担当職員は補助団体等に対して、補助金は確約できない旨（但し、町の方針として一方的に通告しないこと。必要性等を十分協議し、新たな事業展開・発展が見込めるもので計画性があれば補助金は認めるものとする。）を説明し、各種団体に徹底した内部努力を進めるとともに、独自財源の一層の確保に努める等、団体の自立的運営の実現に取り組むよう積極的に働きかけること。

① 補助金等の廃止

- ア. 終期の到来したもの。
- イ. 特定の事業を奨励する目的が、達成されたと認められるもの。
- ウ. 社会経済情勢の変化により、実情に合わなくなったと認められるもの。
- エ. 一定期間補助を継続しても目的が達成されないもの。又は、補助効果が乏しいと認められるもの。
- オ. 現状において、受益者負担になじむものであり、財政負担することが適当でないもの。
- カ. 事業が収益を伴うものであり、他の措置によっても十分目的が達成できるもの。
- キ. その他行政が関与すべき範囲を超えていると認められるものなど、補助金等として不適当なもの。

② 補助金等の減額

- ア. 補助対象団体の活動を活発化させる方策・まちづくりにつながるように促すことも大切であるが、収支状況等は適切に把握し、自主財源率の低い団体については補助率を見直し、極力減額する。
 - イ. 前年度の繰越金が、補助金に対して多いものは削減すること。
 - ウ. 同一ないし類似目的の補助金等又は同一の者によって使用される補助金等は、統合・メニュー化を図ること。
 - エ. 補助対象経費の範囲、採択基準等の見直しを行い、補助対象を重点化すること。
 - オ. 全ての補助金について終期を設定し、且つ補助金の確約はしない。
 - カ. 全体事業費に占める補助金は、1／3以下とすること。
- ・ 負担金についても、町が加盟する各種団体・協議会等への負担金は、その団体等の繰越金が負担金総額を上回るような場合は事務局に対して積極的に減額要請を行い、効果の少ない団体、既に参加の目的を達成した団体からは脱会すると共に、新規加入は原則として行わないこと。
 - ・ 一部事務組合及び広域連合への負担金が増加傾向にあることから、一部事務組合等及び構成市町と組合の予算について十分協議の上、要求すること。なお、本町の厳しい財政状況を鑑み、所管課においては、協議の場において負担金要求額の内容、増減理由に

ついて精査し、査定した上で要求すること。また、組合等に対して行財政改革への取り組みを促すこと。

(5) 扶助費

- ・ 扶助費については、関係機関との調整を密にし、現行のサービス水準を堅持しながら、的確な対象人員の把握に努めると共に、法定分と町単独分の明確化を図り、総額を極力抑制すること。
- ・ 県補助金の廃止等見直しされた事業や制度の改正点との整合性を図りながら事業の必要性を検討し、必要性の低い事業は廃止または縮小、統合すること。
- ・ 所得制限の導入等、各種手当やサービスの見直しを図ること。
- ・ 平成21年度決算額及び平成22年度決算見込額をもとに、必要最小限の所要額を積み上げにより要求すること。

(6) 繰出金

- ・ 他会計への繰出しについては、繰出し基準を基礎とし、事業進行期間の基準外繰出及び赤字補填の繰出しにあつては十分検討し、抑制に努めること。
- ・ 特別会計は、独立採算の原則に立ち、経営の健全化を一層促進し、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」の趣旨に沿って、その経営基盤を強化する観点から要求することとし、安易に一般会計からの繰出金に依存することがないように必要最小限に努めること。

4. 特別会計・企業会計(社会福祉協議会、シルバー人材センターを含む)に関する事項

- ・ 特別会計の予算要求及び企業会計(社会福祉協議会・シルバー人材センター等)の予算原案の作成は、一般会計と同様、設置の必要性、事務事業及び職員配置のあり方、独立採算性の確保による経営の健全化、一般会計の関与のあり方等について中長期的な視点も含め十分検討の上、一般会計からの財政援助に安易に依存することのないよう健全経営を徹底した上で、予算要求及び予算原案の作成を行うこと。

なお、一般会計と同様に、徹底した歳出削減と適正な料金体系の算定、収納率の向上対策を講じ自らの財源確保に努めること。

- ・ 水道事業・下水道事業については、経費削減や接続率・有収率・収納率等の向上など経営努力を行うと共に、民間委託等についても検討すること。

(1) 特別会計

- ・ 各特別会計は、事務事業を絶えず見直し、経営改善の徹底に努め、独立採算へシフトさせるよう(目標年次)を設定すること。
- ・ 保険税・使用料などの町民負担の適正化を念頭に自主財源の確保を図るとともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減、経営の合理化、健全化に努め、一般会計からの繰入金を削減するよう最大限の努力を払うこと。

- ・ 中・長期の収支計画及び今後の経営方針を、特別会計設置の趣旨を十分理解のうえ定めること。
- ・ 施設・設備の整備においては、長期的見通しの上にならざることを計画することとし、過大投資とならないように留意すること。
公共下水道整備については、新技術の採用等工事方法の見直しと整備計画の見直しを行い、経費の節減を図ること。
- ・ 事務的経費については、「平成22年度当初予算額」以下とすること。

(2) 企業会計(社会福祉協議会・シルバー人材センター等)

- ・ 企業的性格を十分に発揮して経営のより一層の合理化・効率化を図ると共に、経営健全化のための徹底的な費用の見直しを行うこと。また、独立採算性の確保に努めると共に目標年次を設定し、安易に一般会計の補助金・委託料等により財源を求めることなく、事業の目的達成に努めること。

5. 平成23年度当初予算要求関係書類の提出について

- ・ 予算要求書は、情報センターのC/S財務会計システムにより作成して下さい。
- ・ 「歳入、歳出予算要求書・明細(当初)」の入力及び記入方法については、別紙、「平成23年度予算要求書の入力・書き方・留意点について」及び「歳入、歳出予算要求書・明細(当初)【見本】」を参照して下さい。

(1) 提出書類 ①歳入予算要求書・明細(当初)……財務会計システム出力用紙

②歳出予算要求書・明細(当初)……財務会計システム出力用紙

③平成23年度当初予算比較表……A4統一様式(新規)

*様式は、「共有」フォルダ、「当初予算」フォルダ、「H23年度」フォルダ、「当初予算比較表」フォルダ内の「平成23年度当初予算比較表(会計別)」(エクセル)を使用すること。

*各所属ごとにシートがあるので、「入力における注意点」に基づき、平成23年度予算要求額等を入力すること。

(「予算要求額の合計」は、「前年度当初予算額の合計」以下とすること。)

④[予算要求書提出後新規科目作成用]歳入・歳出予算要求書・明細(当初)

*当初予算要求書提出後(平成22年11月24日以降)に新規科目を追加要求する場合は、財務会計システム出力用紙でなく、④の予算要求書の様式を使用し作成・提出すること。(ただし、財務会計システムは入力のみ担当者が行うこと。)

*④の様式は、「共有」フォルダ、「当初予算」フォルダ内の「歳入予算要求書(当初)の様式」(エクセル)、「歳出予算要求書(当初)の様式」(エクセル)を使用すること。

⑤予算要求の附属書類(参考となる資料、見積書、図面等)……様式なし

⑥備品購入調書(5万円以上)……A4統一様式

*様式は、「共有」フォルダ、「当初予算」フォルダ内の「備品購入調書」(エクセル)を使用すること。

*要求品目の現有数を、必ず「備考」欄に記入すること。

⑦町単独補助金調書……A4統一様式

*様式は、「共有」フォルダ、「当初予算」フォルダ内の「町単独補助金調書」(エクセル)を使用すること。

⑧主要事業調書(50万円以上)……A4統一様式(一太郎)

*様式は、「共有」フォルダ、「当初予算」フォルダ、「H22年度」フォルダ、「平成22年度各課主要事業調書」内にある「各課ファイル」をコピーし、平成23年度分の内容に訂正し作成すること。

⑨各課(局・室)の当初予算編成方針・概要書……様式任意

*各所属の予算要求について、削減科目、政策的・臨時的事業等の予算編成方針をまとめること。

⑩当初予算に関する付属資料……A4横長で統一

*様式は、全てAサイズで統一すること。

(2) 提出期限 平成22年11月24日(水)厳守

(3) 提出先 総務課財政係

(4) 提出部数 4部

*予算要求の附属書類(参考となる資料・見積書・図面等) 4部

(5) その他

- ・ 予算要求書を作成するにおいて、別紙の「平成23年度予算編成単価表」を参照すること。
- ・ 「歳入予算要求書」の積算内容欄には、根拠法令及び積算根拠となる補助基本額、補助率等、算出基礎を詳細に記入するとともに、歳出の事業に対する充当先・財源を明確に記入すること。また、「充当先事業」については、該当事業の「歳出予算要求書」の先頭頁を手書きで記入すること。
- ・ 「歳出予算要求書」の説明欄には、事業の規模及び内容などを記入し、算出基礎も的確に記載すること。
(計算式) 単価 × 数量 = ○○○○円
- ・ 「歳出予算要求書」の財源内訳欄の各財源については、該当の「歳入予算要求書」の頁を手書きで記入すること。また、国庫補助対象のものについては、「積算額」欄に(国補助)と明記し、「単年度経費」がある場合には、該当の「積算額」欄に(単年)と記載すること。
- ・ 修繕料、工事請負費及び備品購入費等については、優先順位を付すこと。
- ・ 担当課において、業者見積りを提出させる際、発注の支障とならないよう留意し「来年度予算見積り」である旨を業者に伝えること。
- ・ 予算査定の日程は、別途通知します。

- ・ 予算査定後に、予算額及び積算内容等を変更・訂正する場合は、最初に提出してある紙ベースの予算要求書を見え消して修正し、それを総務課財政係へ再度、4部提出して下さい。
- ・ 「平成23年度当初予算比較表」の作成において、「新規事業」を追加する場合は、「行」を挿入し、予算要求書と同一の「科目コード」、「科目名称」、「予算要求額」等を入力し、集計するよう適宜修正して下さい。

※ 予算査定が終了し、当初予算額が確定した時点で、各課ごとに「平成23年度池田町予算に関する付属資料」(A4横長で統一)の原本を1部、総務課財政係へ提出して下さい。